

⑮気象警報等発令時の対応について

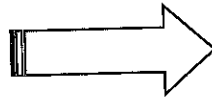
一年間保存

非常災害時における対応について、次のとおりとしますのでお子様の安全を第一に考慮し、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 朝7時の段階で警報が発令された場合(京都府北部・中丹・中丹東部地区)

- ◇大雨警報
- ◇洪水警報
- ◇暴風警報
- ◇暴風雪警報
- ◇その他



自宅待機

2. 自宅待機中に警報解除になった場合

午前中に警報解除

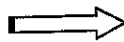
家庭保育可能な方は
ご協力をお願いします。

給食はありません

お仕事の方のみ
解除後1時間以内
受入可能
お弁当・お茶持参

3. 保育中に警報が発令された場合

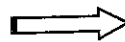
保育中に警報発令



保護者にお迎えを要請

4.

◇大雪警報



通常通り保育

※ただし状況により「自宅待機」やお迎えの要請など他の警報発令に準じて対処させていただきます。

5. その他

・警報中の家庭からのお休みの連絡はいりません。

※緊急の連絡先は必ず連絡の取れる所を記入して下さい。また、連絡先が変更になった場合は速やかに申し出てください。

※土曜日は朝7時の時点で警報が発令されていたら休園です。